国際医療福祉専門学校七尾校学校評価実施規程

（目 的）

第１条　この規程は、学則第４条第1項に規定する自ら点検及び評価を行うため、同条第２項 に規定する必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第２条　この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

（自己評価委員会の設置）

第３条　自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事項）

第４条　委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

（1）自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること

（2）自己評価の評価基準項目に関すること

（3）自己評価報告書の作成に関すること

（4）自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること

（5）自己評価結果の公表に関すること

（6）その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

（委員会の構成）

第５条　委員会は、副校長、学科長及び事務長のほか学校長が指名する委員により構成する。

２　委員の人数は６人以内とする。

３　委員の任期は２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残忍期間とする。

４　委員は、再任することができる。

（委員会運営）

第６条　委員会に委員長を置く。

２　委員長には学校長が就任する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長に事故があるときは、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

５　委員会は委員長が招集する。

６　委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

（自己評価の実施）

第７条　自己評価を実施する時期は、原則として、毎年度７月とする。

２ 自己評価は、学校長の指揮のもと、第４条で定める所掌事項について責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取組まなければならない。

（自己評価結果の活用）

第８条　教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

（自己評価結果の報告）

第９条　学校長は、自己評価結果を理事会に報告しなければならない。

（自己評価結果の公表）

第10条　学校長は、理事会の承認を受け、自己評価結果を広くに公表しなければならない。

（学校関係者評価委員会の設置）

第11条　学校長は、自己評価結果を客観的に検証し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営を適切かつ円滑に行うために学校関係者評価委員会（以下「関係者委員会」という。）を設置する。

（関係者委員会の所掌事項）

第12条　関係者委員会の所掌事項は次のとおりとする。

（1）自己評価報告書に対して意見を述べること。

（2）学校運営の改善のための専門的な助言をすること。

（関係者委員会の構成）

第13条　関係者委員会は、次に掲げる区分から学校長が委嘱する委員若干名により構成する。

（1）行政関係者

（2）実習施設関係者

（3）教育に関し知見を有する者

（4）その他学校長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（関係者委員会の運営）

第14条　関係者委員会は、学校長が招集する。

２　関係者委員会に委員長を置き、委員長がその運営にあたる。

３　関係者委員会の委員長は委員の互選とする。

４　関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

５　委員長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

６　関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に２回以上開催するよう務めなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第15条　関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

（関係者評価の取りまとめ）

第16条　委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成し、学校長に報告しなければならない。

（関係者評価結果の活用）

第17条　教職員は、関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

（関係者評価結果の報告）

第18条　学校長は、学校関係者評価結果を理事会に報告しなければならない。

（関係者評価結果の公表）

第19条　学校長は、学校関係者評価結果について、理事会の承認を受け、公表しなければならない。

（第三者評価）

第20条　学校長は、学校運営全体について専門的な立場から評価を得るため、定期的に第三者評価を実施しなければならない。

２　第三者評価の実施に関しては、学校長が別に定める。

（雑則）

第20条　本規程に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年11月１日から施行する。